

# 幌延町障がい者活躍推進計画

幌 延 町  
幌 延 町 議 会  
幌延町教育委員会  
幌延町選挙管理委員会  
幌延町農業委員会

令和3年7月

機関名	幌延町、幌延町議会、幌延町教育委員会、幌延町選挙管理委員会、幌延町農業委員会
任命権者	各機関の任命権者
計画期間	令和3年7月1日～令和8年6月30日(5年間)
幌延町における障がい者雇用に関する課題	幌延町においては、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っておらず、令和3年6月1日時点で法定雇用障害者数を達成しているものの、法定雇用率が未達成となっている。 今後、障がい者である職員の定着及び活躍のためには、更なる体制整備及び各種取組を要するところである。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 各年6月1日時点の法定雇用率以上。  (参考) 令和3年6月1日時点の実雇用率： 2.47%(町長部局) ※ 算定対象には、他部局の職員を含む。(全て町長部局からの出向者又は併任者であるため。) ※ 他部局については、任免状況通報の対象外。(常時職員(除外職員を除く)数が38.5人未満であるため。)  (評価方法) 毎年任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない ※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として町長部局の総務財政課長を選任する。 ○障がい者である職員の相談窓口を総務グループに設置する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合には、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

<p>3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、必要に応じて随時面談を実施し、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>